

令和5年度獣医事審議会

第1回 計画部会

農林水産省消費・安全局

午後4時42分 開会

○白尾獣医事監視班長 すみません。じゃあ、定刻よりやや早いですが、ただいまから令和5年度獣医事審議会第1回計画部会を開催いたします。

本計画部会の議事進行につきましては、市川部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○市川計画部会長 本日、議事進行を務めます市川でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、安岡局長から御挨拶をお願いいたします。

○熊谷審議官 すみません。ちょっと安岡が所用で、私、消費・安全局審議官の熊谷でございます。ちょっと座って御挨拶させていただきます。

令和5年度獣医事審議会の第1回計画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、獣医事審議会計画部会にお集まりいただき誠にありがとうございます。また、本日は試験部会及び獣医事審議会から引き続きの御出席いただいている委員の皆様方におかれましては、長時間の審議となりお疲れのことと存じますが、よろしくお願いいたします。

さて、計画部会で御審議いただいた上で令和2年5月に策定した獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針では、国及び都道府県は基本方針及び都道府県計画の実現のために定期的なフォローアップを行うこととなっております。本日の計画部会では、昨年11月に川上委員、和田委員に栃木県の現地調査を実施していただいておりますので、その概要を御報告いただくこととしております。地域の家畜衛生・畜産振興を支える産業動物獣医師が栃木県でどのように活躍しているのかを御報告、共有いただきまして、全国各地の産業動物獣医療提供体制の整備が更に進んでいくことを期待しているところでございます。

また、獣医師法に定められている獣医師の2年ごとの届出につきまして、直近の届出結果を事務局より報告させていただくほか、獣医療法に基づく診療用の放射性同位元素等の廃棄の委託について御審議いただくこととしております。

各委員の皆様方におかれましては、活発に御審議いただくことをお願い申し上げまして、私の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市川計画部会長 熊谷審議官、ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方の冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

では、次に委員の出欠状況について事務局から報告をお願いいたします。

○白尾獣医事監視班長 事務局でございます。

獣医事審議会計画部会は、委員15名、臨時委員5名の計20名となっております。本日は亀井委員、桙木委員、柴内委員より欠席の御連絡を頂いており、御出席17名となっております。また、上松委員についてはオンラインでの御出席となっております。獣医事審議会令第5条で定める定足数の過半数は充足しておりますので、御報告いたします。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○白尾獣医事監視班長 資料の方ですけれども、配付資料の一覧というのがございますけれども、議事次第、座席表、あと、名簿のほかに、本日は議事順に議事1については資料1、1-2、議事2については資料2、議事3については資料3と参考資料を三つほど、4以降は後ほどになりますけれども、表示のとおりとなっております。

以上でございます。

○市川計画部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日、お手元の議題に沿って進行いたします。

議事1、獣医療法施行規則第10条の2に基づく診療用放射性同位元素等の廃棄の委託については、事務局が説明した後、委員からの質疑の時間を設けたいと思います。

議事の2番の獣医師法第22条の規定に基づく獣医師の届出状況について及び議事3番の栃木県における産業動物獣医療提供体制に関する調査概要については、事務局と委員から報告を頂いた後、まとめて委員からの質疑の時間を設けたいと思います。

議事2について事務局より御説明した後、議事3については産業動物獣医師の確保体制に精力的に取り組まれている栃木県の取組状況等を確認するため、川上委員、和田委員に2日間の現地調査に御出張いただきましたことから、報告概要を御出張いただいた川上委員、和田委員、更に受入れ側として御対応いただいた安齊委員から御報告していただき、随行した事務局から補足説明していただければと思います。

それでは、議事1、獣医療法施行規則第10条の2に基づく診療用放射性同位元素等の廃棄の委託について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。大倉と申します。よろしくお願いいたします。

私から獣医療法施行規則第10条の2に基づく診療用放射性同位元素等の廃棄の委託につ

いて御説明をさせていただきます。

資料はピンク色のペットのためのPET検査と書いてある資料と、横でカラフルになっていますけれども、放射性廃棄物に関する処理・処分フローと書いてあるこちらの二つをお手元に御用意いただければと思います。

まず、現在獣医療におきましては、北里大学獣医学部の附属動物病院において犬猫を対象に国内で唯一核医学検査を行うことができるという状況になってございます。

PET検査なんですけれども、これは犬にPET検査用の放射性同位元素を標識した薬剤を投与して、体内で薬剤から放射されるガンマ線の分布を画像化して、資料1-1の3ページ目のように検査・診断するというものでございます。一般にこのPET検査に使用する薬剤は半減期が短いということで、数時間で放射線は出なくなるんですけれども、放射線防護の観点から獣医療法施行規則において退出基準が定められておりまして、通常検査後1泊の入院が必要となってございます。犬のPET検査はがんの早期発見ですとか転移の検出に用いられているほか、最近では腎臓のシンチグラフィー検査も用いられているという状況でございます。

資料1-2の方になりますけれども、こういった放射性同位元素を用いる検査を行うと、注射針とかシリンジなどの放射性同位元素に汚染された廃棄物が生じてまいります。この図に示したとおり、人の医療では真ん中の指定委託事業者というところで、医療機関で放射性同位元素等の規定に関する法律施行規則ですとか、あと、医療法の規定に基づいて保管・廃棄を行う必要がございまして、その医療法施行規則の規定で今汚染されたものの廃棄の委託を指定することができ、指定された事業者において保管廃棄されているという状況でございます。

一方で獣医療の方では、この指定委託業者というのがまだ指定されてございませんので、北里大学では検査により生じた放射性廃棄物は獣医療法施行規則に基づいて診療施設で保管・廃棄されているという状況です。このため、北里大学では2009年から核医療検査をやっているんですけれども、動物病院の中の保管・廃棄設備の中に廃棄物が蓄積されているという状況です。また、2017年の放射性同位元素等の規制に関する法律が改正された際に、医療法ですとか、あとは核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に関しまして研究施設、研究機関、大学、医療機関、民間企業等を所管する関係各法律においても早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備することというのが附帯決議として出されておりまして、厚生労働省においては医療法放射性汚染物の廃棄の規制の合理化について検

討が進められているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、人の医療法と同様に獣医療においても指定委託業者としての指定して、獣医療の核医学の環境を整備することによって獣医療の高度化ですとか将来的に放射性廃棄物の規制の合理化に対応できるようにしておく必要があるということになっております。

もう一つは、現在、茨城県 J R A の美浦のトレーニングセンターにおいて競走馬の診療所が建て替えされるということで、この建て替えに伴って核医学検査の導入に向けた施設整備が進められていると伺っておりまして、獣医療技術に関する技術開発に対する新たなニーズも生じている状況でございます。こういった状況から、来年度以降、獣医療法施行規則に基づく廃棄の委託のための検討を進めたいと考えております。その検討に際しまして、核医学は非常に専門性の高い分野ということで、この分野に御知見がある先生にも御協力を頂きながら進めたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

事務局からの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

J R A の方はいつぐらいから稼働が予定されているのでしょうか。

○事務局 令和 7 年から導入予定と伺っております。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

あと、私の記憶で以前、川崎の動物高度医療センターにおいて行っていたと。今はどんな感じなんでしょうか。

○事務局 川崎の日本動物高度医療センターは平成 21 年に指定をされ、平成 29 年までは実施可能であったんですけども、現在は行っていないという状況です。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

それから、先ほど人の医療で環境設備が進んでいるということですけども、廃棄の委託はどういったところが受けておられるのでしょうか。

○事務局 人の方は医療法施行規則に基づきまして、公益社団法人日本アイソトープ協会というところが指定されております。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、獣医療でもシンチグラフィーが円滑に運用できるようにするため、来年度か

ら検討が進められるように事務局は準備を進めてください。

それでは、次に議事2の獣医師法第22条に基づく獣医師の届出について、事務局から説明をお願いいたします。

○白尾獣医事監視班長 事務局でございます。

それでは、資料2の方を御覧いただけますでしょうか。

もう皆さん御存じのとおりかと思えますけれども、獣医師というのは22条に基づいて2年に一度、どこでどんな仕事をしていますというのを届け出なければならないという法律になってございます。すみません、令和4年12月末時点、どこで何をしていらっしゃるかというのは遅くなりましたが、最近やっとまとまりましたので、先生方にも御報告と思ひまして、お時間を頂戴しました。

1枚目の下は、傾向は変わっていないんですけれども、獣医さんは大体日本全体で4万人ぐらいいらっしゃって、そのうち産業動物の臨床の先生、診療してくださる先生は10%程度、公務員がこれもいろんな分野はありますけれども、農水関係、厚労関係で8%と13%程度、これも同じで、その他というのは環境省などの方々です。そのほか、一番多いのはやはり犬猫を対象とした小動物の臨床の先生が全体の4割、すみません、大学の先生等には申し訳ないんですけれども、その他としておる大学の先生ですとか、あと製薬メーカーの先生方もその他という形になって申し訳ないですけれども、そういった分野が15%程度、そのほかに今は無職ですとか今は家庭に入っていますといった方々が1割ほどいらっしゃるというような状況でございます。

めくっていただいて、3、4ページでございます。

上の方が令和2年と令和4年の傾向の差でございますけれども、順調といたらあれですけれども、女性の皆さんが活躍していただいているというような差がございます。

4ページ、下の方はこれまでの数字を積み上げただけなんですけれども、昔やはりちょっとコンプライアンスが低くて届出していなかったというような方々も、近年やはりこちらも学生に実習しておる関係もあると思います。あと、皆さん方に免許部会の委員として厳しく対処いただいているからだと思います。こういった届出も順調に行われるようになっておりますというような状況と認識しております。

次をめくっていただいて、5ページ、6ページでございます。

先ほどの公務員やそれぞれの先生方がこういった年齢構成かというのを上は今回の届出だけ、下は10年前と比べてどうかというような数字となつてございます。大きな差といっ

たらあれですけども、一番はやはり産業動物診療のところを見ていただけたら、かつ10年前との比較を見ていただけたらと思います。およそなんですけれども、10年前に40代だった方々はそのまま50代として働いてくださっています。50代だった方はやや引退されています。そのやや引退された方々を誰が担っているかという、20代、30代、特に女性というような状況になってございます。公務員の方もやはり60歳で定年だからというのはあるんですけども、50代でちょっと前倒しにはなりますけれども、女性の方々がますます活躍されているというような状況でございます。

そのほか、今後もうちょっと留意する必要があるだろうなと思っているのは、10年前との比較の小動物の臨床と、あと、教員・民間会社等の部分なんですけれども、小動物の30代がおよそ1割程度10年前より減っています。これは恐らくこの10年間で、先ほど親部会の方に出られた方は審議会長のお話を聞かれたかもしれないですけども、民間の調査なんですけれども、犬の数が2割減っているんですよ。需要と供給が影響し始めていて、若者が小動物に行かなくなりつつあるのではなかろうか。そこがどこに行っているのかは、もちろん公務員にも来ているんです。20代、30代の差を見ると、獣医は6年制ですので、およそ24歳から働くとしたら、20代と30代の差が2倍ぐらいにならなきゃいけないのに、公務員は3倍ぐらいあるんです。恐らく最初に就職せずに途中から、第二新卒として公務員分野に行っていらっしゃるという方々がいらっしゃるのと、あとはこういった仕事をされているのか分からないんですけども、300名程度、10年前と比較して教員・民間会社等というところに30代の方がいらっしゃる。これが特異的なものなのか、40代、50代になったらやっぱりほかの分野に行くのかどうかというのは、またもう10年ぐらい見てみないと何とも分からないんですけども、そのようなところが従前と違うところかなというところになってございます。

めくっていただいて次のページは、主に違うところはそんなに状況は変わっていないんですが、上は都道府県ごとにそれぞれの分野の先生方が何名ぐらいいらっしゃるかというようなところでございます。これが日本人の人口と一番やはり違うのは、産業動物診療、あと農林水産分野の公務員、やはり人口が集中していて生まれも育ちの都会の人たちとにかく畜産の産地に興味を持ってもらわなきゃいけないのかというのがこのグラフでもやはり東京や神奈川が多く見えるなとかいうのですとか、産業動物診療は確かに東京とか埼玉というのは管理獣医さんぐらいで、埼玉も群馬や栃木の方に近くなると別ですけどもというようなのが見て取れるかなというようなところ。あとは小動物の方ももうちょっと分

析しなければいけないなとは思いつながらなんですけれども、人口だけじゃなくて、どうも所得も関係するんじゃないかなというふうな、人口比率よりもどうも東京が多いような、こういうような数字となつてございます。

最後のページになります。これはまた全然別の22条ではない参考値にはなるんですけれども、毎年各大学に卒業生はどこに就職しましたか、教えてくださいというようなものを農水省としてやっております。その傾向です。

これもどうしても犬猫の先生になりたい、小動物の臨床に進みたいという方が多いので、ほかの数字が10%程度で前後しているようには見えるんですけれども、全体としてはやはり小動物臨床に最初から行ったよ、行きたいよという人たちが10年、20年スパンで見ると、どうも下限傾向、ちょっとずつ減っている。横ばいかやや減かなというふうに見えるというものと、あとは産業動物の臨床はこの二、三十年は徐々に興味を持ってもらって増えていて、全体の1割程度ですので、22条の届出と今のまま確保していれば、おおよそその全体の人数は同じなのかなと。

片や、もうちょっと22条の結果と乖離が見られるのは公務員の分野なのかなと。公務員も産業動物は恐らくなんですけれども、2018年から豚熱のやや報道が過熱しましたので、その影響で後ろ向きに捉われている可能性があるのと、その後コロナが発生してしましまして、ふだんだったらインターンシップですとか、あと出前授業ですとかで魅力が発信で来ているんですけれども、そこがどうもできていない。コロナ明けで、まだこれは何年か見なきゃ分からないですけれども、公衆衛生より最近の農林水産分野の方はやや人気が出ている。これは恐らくコロナ明けでちょっと魅力が発信できたんだろうなというふうな、そういったこれはまた全国の数字ですので、現場と違うという話はあるかと思ひますけれども、是非この次の資料3、現地の状況とも絡めながら参考にさせていただければと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○市川計画部会長　ありがとうございました。

それでは、質問、御意見は議事3の後にまとめてお受けしたいと思ひます。

議事3、栃木県における産業動物獣医療提供体制に関する調査概要について、まず事務局から法制度などを説明してください。

○白尾獣医事監視班長　それでは、現地調査の結果の報告に先立ちまして、参考資料2で制度の概要ですとか都道府県計画の策定状況等を簡単に御説明いたします。

ちなみに本現地調査は、参考資料 1－1 として配付しております獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針、この計画部会で検討いただく、10年に一回にはなるんですけれども、というような基本方針において、国及び都道府県は基本方針等の現実に資するために取組状況の定期的な検証を行うこととされております。ですので、適切にフォローアップすることというのが求められているものでございますから、前回の計画のときより実施していただいているものでございます。

昨年度は御記憶にまだあるかもしれませんが、畜産が主要な産業で、かつそれこそ上松先生中心になんですけれども、生産獣医療の先進的な取組を行っている宮崎県を調査した結果について今井委員より御報告いただきまして、今後のほかの各県も含めた取組を参考としてもらうということで都道府県に共有を図っておるところでございます。

今年度は昨年11月に川上委員と和田委員に栃木県を調査していただきました。栃木県も国内有数の酪農地帯でございます。その一方、多くのほかの県は農済と呼ばれている家畜共済の先生方が診療所を構えて、産業動物獣医療を提供していらっしゃるんですけれども、栃木県は実は農済としては家畜診療所を持っておりません。産地なのに診療所を持たないで、どういうふうにして産業動物獣医療を提供しているのかというような独自性についてまず調査して、ほかの県でも農済さんが県にはあるんだよと言いながら、この地区は実は診療対象外とかというような地区もありますので、横展開の参考になるのではなかろうかというような視点と、あと、前回の計画部会で安齊委員の方から御指摘ありました馬も大切な産業なのに、本当の産地や一流企業には獣医が確保できるけれども、昔ながらの産地ですとかになかなか人が来にくくなっていると。

そういったときに国の基本方針の中でも馬の獣医も診られるような人間を育てていくべきだというのが決まっているんだからこそ、ちゃんと馬のことも計画部会としてフォローアップしてほしいというようなお話を頂戴いたしましたので、そこも競走馬がメインにはなってしまうんですけれども、やはり栃木に研究所として立派な施設がございますので、そちらの方に行ってフォローアップに寄与するとともに、ほかの県にも参考になるようにと思って調査先として選定させていただきました。

事務局からは以上でございます。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

それでは、報告概要について、まず川上委員に報告をお願いいたします。

○川上計画部会長代理 茨城県県西家保の川上でございます。

栃木県での現地調査の全体概要と栃木県庁における調査結果について御報告いたします。
資料3の2ページ目を御覧ください。

昨年の11月21日、22日の2日間にわたりまして、栃木県において栃木県庁、開業の産業動物獣医師、競走馬総合研究所を訪問し、お話を伺いました。

まずは現地調査の前提情報として、栃木県の畜産及び県計画の概要を御説明します。栃木県は特に乳用牛の飼養頭数が全国2位と全国でも有数の酪農地帯でありまして、特に那須塩原市、那須町などの県北地域での畜産が盛んです。訪問先の位置関係は右地図のとおりで、家畜防疫を担う家畜保健衛生所は県内3か所に配置されております。

資料の3ページ目を御覧ください。

栃木県が令和3年10月に策定しました獣医療提供体制を整備するための県計画における産業動物獣医師の確保目標数を紹介いたします。令和12年度を目標として農林水産系公務員獣医師は策定時66名プラス1名の67名を目標とし、産業動物診療獣医師は策定時143名プラス10名の153名を確保目標人数として設定しております。

なお、農林水産系公務員獣医師は過去に1名欠員がありまして、調査時は65名でした。

続いて、栃木県庁における現地調査の概要を説明します。資料の4ページ目を御覧ください。

県内の獣医師職員は、県庁、家保、畜産酪農研究センター等に合計65名配置されておりますが、そのうち約50名が家保において勤務しております。本庁の業務は獣医師でなくてもできる一方、家保で獣医師として勤務した経験が必要な側面も多くあり、人員の配置に苦慮しているとお話もありました。

人材の確保対策としましては、令和2年度からの初任給調整手当をはじめ、令和4年度には採用年齢の上限引上げや修学資金事業の実施などを導入しております。また、家保など現場での気付きから調査研究を実施し、県庁での予算要求にも生かすなど職員のモチベーションアップにつながるような事例もあるとのことでした。

そういった取組の効果もあり、ここ3年間は令和12年度までの計画どおりの獣医師数を確保できており、この調子で続けば目標達成ができるだろうとのことでしたが、一方、今後の課題としまして、豚熱や鳥フルなどの家畜伝染病の対応により家保の業務量は増加傾向であることから、現在の定員数が業務量と見合っているかは今後検討が必要となっているなど、他県と同じような状況も見られました。

全国的に公務員獣医師は退職者等による人員減が見込まれるため、計画的な確保が必要

となっており、栃木県同様様々な取組をしているにもかかわらず人材確保に苦戦している状況です。栃木県さんは順調に確保されているということで、うらやましい限りでした。本県では中途退職者の増加や採用年齢上限の引上げにより年齢構成のアンバランスが生じ、人材育成も課題になっております。今後、安定だけではない公務員獣医師の魅力をつくり、いかにアピールしていくかが重要だと感じました。

最後は感想になりましたが、私からは以上です。

○市川計画部会長 川上委員、ありがとうございました。

続きまして、和田委員から御説明をお願いいたします。

○和田委員 農済山形の和田と申します。どうぞよろしくお願いします。

ページをめくっていただきまして、5ページ目になります。

県内の開業の産業動物診療所の調査結果を報告いたします。

この診療所では、8名の獣医師のほかに削蹄師が3名、人工授精師が4名、事務職員が3名ということで、合計で18名が働いております。乳牛、肉牛を合わせて1万頭以上が対象となっております、診療に当たっているということでもあります。

診療対象としている農家さんの多くは半径20キロ以内にあるんですが、一部で50キロも離れた農家さんに往診を行うということもあるようです。遠隔地についてなんですが、提供する獣医療の質にちょっと懸念があるということで、遠隔地には導入していないということでもあります。

続いて獣医師の確保・育成対策ですが、農家の集約化が進んでおるところで、対象農家数が減少しております。そんな状況の中で、新採の獣医師の将来を考えますと、現状8名いる獣医師をこれ以上に更に獣医師を抱えるということは非常に難しいということで、新たに確保するような対策はしていないということでもあります。

それから、飼料・動物薬メーカーを呼びまして、勉強会を実施しているということで、現在在籍している獣医師のスキル向上につながるような取組はしっかりとやっているということです。

ここからは栃木県の産業動物に関する獣医療提供体制の特徴かと思われまします。県の獣医師会や家保、酪農協、開業の獣医師同士の関係が非常に強固であるというような印象を受けたところです。具体的には資料にも記載しております。まずは県獣医師会主催の産業動物講習会、これには獣医師会の会員の8割から9割が参加しているということです。

次に、同じ地域内では知らない開業の獣医師さんはほぼいないということで、非常に連

携が取れているのかなと思われます。

3 番目として、家保からの協力要請には基本的には応じるということで、ヨーネ病清浄化の検査あるいは知事認定獣医師として豚熱ワクチン接種の実施も行っているということです。

次に、遠方の農家さんの往診をやめるという獣医師さんも中にはいるようなんですが、次にその農家さんに当たって診療を行うという獣医師さんはもう既に決まっているようです。こういったことで、関係者同士の連携が非常に強固であるということであります。こういった中で獣医療の提供体制のバランスがしっかりと取れているというような印象を受けております。このような連携の強さはほかの地域においても獣医療を提供する上で大変重要な要素になるというふうに考えられます。農済診療所も含めて、地域の獣医療を総合的に提供することの必要性を改めて認識したところであります。

課題になりますが、農家戸数の減少に伴う収入減少は避けられないということと、診療以外の部分で更に金銭を徴収すること、算定金額の調整により農家から徴収金額の値上げを行うというようなことは実際には困難というふうなお話がありました。今後、同じ規模・質で獣医療を提供することの難しさも見られました。

今後であります、獣医師として飼料設計あるいはOPUなどの高度獣医療サービスによる差別化が重要になるという御意見でありましたが、一方で農家さんの御理解も必要になるのではないかとというふうに考えられますということでありました。

私からは以上になります。

○市川計画部会長 和田委員、ありがとうございました。

続いて、今回現地調査の受入れに御協力いただきました安齊委員から御説明をお願いいたします。

○安齊委員 臨時委員の安齊です。

私は今、競走馬理化学研究所というところにおりますが、長くJRAに勤めておりましたので、特に今日紹介いたします競走馬総合研究所に都合25年ほど勤めておりましたので、こちらの調査にもちょっと同席させていただきましたので、紹介役を務めたいと思います。

まず、資料の一番上、現状・業務内容というところを御覧ください。

競走馬総合研究所というのは、JRAが持っている研究施設です。ですので、研究の主体はあくまで競走馬ということになります。サラブレッド競走馬ということですね。競走馬のスポーツ科学、スポーツ障害、伝染病対応に関する研究を実施しています。獣医師、

ここでいう獣医師はJ R Aの職員ということですが、約20名おります。それ以外に獣医師以外の一部職員も研究に携わってはいます。ウイルス等の研究を行う分子生物研究室は馬インフルエンザに関してWOAH——昔のOIEですかね——のレファレンスラボラトリーにも指定されているということで、日本の全体の防疫にも関わっているということをごここでは紹介しています。

獣医師確保について、J R A全体でリクルートに苦慮し始めている肌感覚というふうに書いておりますが、実はJ R Aでもなかなか獣医師の人材確保にここ十数年は苦慮しているというのが現実です。ほかの公務員獣医師の方ですとか産業動物の方に比べればまだまだ恵まれているかとは思いますが、実際に受験している人が減っているのは事実だということに聞いています。個人的には、その原因は大きく二つあると思っています。一つはJ R Aの職員ですので、全国転勤がどうしても必要になってくる。もう一つは競馬をやっていますので、土日が仕事と、こういうことでこの二つがそれなりの大きな原因かなというふうに考えてはいます。

その次です。確保・育成対策ということで、これはあくまでJ R Aの獣医師の確保・育成対策というふうに理解していただければいいと思うんですが、獣医系大学への出張講義などによりリクルート活動を実施していると。併せて馬の診療以外でキャリアを積んだ民間企業所属獣医師のリスクリングの場となった実績もあるということで、馬に関わるものであればいろんな研修の依頼があったり、例えば書き物ですとか出張講義ですとか、あるいは大学からの講師の依頼、そのような要望があればそれに競走馬に限らず、J R A関係に限らずなるべく応えるようにはしていると、そういう意味かと思います。

最後、馬の獣医療提供体制の特徴ということで、まず1番目として馬の診療技術を大学で学ぶのは難しく、現状就職してから身につけるしかないというふうに書かれております。大学の馬関係の就職希望者というのは、恐らく2%ぐらいしかいないだろうと思います。そういう学生のために各大学が集中的に授業をやるというのはなかなか難しいだろうということです。ですので、やはりこれは大学ではなるべく基礎的なものを教えていただいて、そして、各就職先の現場で社会に出ているいろんなことを身につけるというのが現実的なことかなというふうに書いていることかと思います。

一方、北海道やJ R Aの施設の所在する地域は専門の獣医師はいるが、馬の飼養頭数が少ない地域では馬を診療できる獣医師はまれ、そのため、牛も馬も診ることができ、家畜防疫も対応できる獣医師を全国で育成する必要があると。この点については、さきの基

本計画の中にも盛り込んでいただいたわけなんですけど、ちょっとここから離れているかもしれませんが、日本には7万頭程度の馬がいます。そのうちの恐らく5万頭ぐらいはいわゆる競走馬若しくは競走馬用のサラブレッドということだと思います。そういう馬たち、競走馬若しくは競走馬用のサラブレッドがどこにいるかということ、一つはもちろん競馬場です。それから、これの生産・育成をやっているのはほとんど北海道です。北海道の胆振・日高地方、ここで9割以上の馬、九十七、八%ぐらいの馬が育てられています。ですので、そういう地域ではかなり集中的に馬が管理・生産されておりますので、そこには馬専門の獣医師がいて、そして、それで十分生活は成り立つと、こういう状況だと思います。

ですので、一つはそこに人をいかに誘導するか、特に北海道はかなりこういうことを言うところなんですけれども、東京から遠いので、人材をいかに確保するかということが一つの課題かと思っています。

一方でそれ以外の地域、約2万頭弱の馬が愛玩用ですとか乗用ですとか乗馬ですね、そういうもので全国各地にももちろんいるわけです。それは非常に好ましいというか望ましいことだと思うんですが、それらの馬を診療できる獣医師をどうするか、これが一つの大きな課題ではないかというふうに私個人的には考えておまして、そこに馬専用の獣医師を置くのは地域的に非常に分散しているのでなかなか難しいのではないかということで、考え方として一番最後にありますように、牛も馬も診ることができて、そして、例えば家畜保健衛生所の方なんかでも牛だけじゃなくて馬も例えば採血ができるとか、そういう獣医師を育てていく必要があるんじゃないかと。それはやはりJRAや競馬関係者以外の人のニーズではないかなというふうに考えて、あえてこういうことをまとめているのかと思います。

以上です。

○市川計画部会長 安齊委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、現地調査に同行した石川係長より補足説明とコメントをお願いいたします。

○事務局 事務局、農林水産省畜産安全管理課の石川と申します。

昨年11月、当課の小寺と共に現地調査に随行させていただきましたので、簡単に感じたことをコメントさせていただきます。

既に委員の先生方からも御説明、御報告はあったので、特に全国的に今回の事例が当てはまるという部分について補足で感じたことをコメントさせていただければというふうに

思っております。

二つコメントさせていただければと思うんですけれども、まず一つ目、川上委員からの御報告にもありましたけれども、県庁、家保の定員数を目標に県計画で定めるところもございしますが、現在の業務量と比べてそれが合っているのかどうか分からないということがございました。これは栃木県の話ではございますけれども、栃木県は酪農地帯で都市近郊にも近いということで、学生さん、獣医師さんも集まりやすく、県計画の達成に向け、順調に進捗しているけれども、その定員数と業務量、このバランスがどうなのかということとは再確認する必要があるということです。

現在、都道府県計画を定めている県、定員数を目標に定めているところもございます。その目標人数が現在の業務と合っているのかということを改めて確認する必要があるということは、ほかの県にも言えることだと感じました。

2点目ですけれども、和田先生から御発言がありました産業動物の獣医療を提供するに当たって関係者の連携が重要であるということでございました。先ほどの定員数とも関係することではありますけれども、産業動物の獣医療は数も重要ですが、各獣医さんのスキル・質の部分、あとは獣医師間の連携といったプラスアルファの部分、これらで強固な体制になっていくというふうに私は考えております。これら三つの要素を含めて、地域の獣医療を総合的に整備するということの重要性を改めて感じましたので、コメントをさせていただきます。

私からは以上でございます。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

栃木県の産業動物獣医師の確保対策の現状と、それから、委員による提言は他県においても参考になるかと思えます。

それでは、議事2と議事3を併せて御意見と御質問等をお受けしたいと思えます。是非よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○金子委員 栃木県の獣医療の御報告、ありがとうございます。井の頭自然文化園の金子です。

栃木県では獣医の方、今お勤めの方というのは地元出身の方がほぼなのか、ほかの県から産業動物をやりたくて来ている方が多いのかというのが分かればというのと、あと、女性の活躍の場となってきたと思うんですけれども、女性の獣医師の比率はどれくらい

なのかというのが調べられて分かっているようでしたら教えていただければと思います。

○事務局 私から、事務局の石川から回答させていただきたいと思います。

出身地については、先ほど白尾からの22条の説明にもあったように、やっぱり首都圏、神奈川、東京、あの辺りの出身者が多くて、栃木県出身者、地元の方々というよりも都市近郊ということもあって、そこから就職する人が多いということがあります。地方から来る人も少々はいるんですけれども、大方はそういう構成だったというふうに聞いております。

女性獣医師の割合については、全国的な傾向とあまり変わりなくということではございました。特段栃木県において女性が特別多いというような感じではないかと思えます。

○金子委員 ありがとうございます。

そうすると、産業獣医を目指したくて、そういう分野を考えている人が首都圏と言ったら変ですけれども、自分の住まいからも近くてどこか行けるところと。北海道になるとちょっと遠いけれども、そういった層が集まる場所、立地であるというような印象ということでしょうか。

○事務局 そうですね。おっしゃるとおりなので、そこはちょっとほかの県さんが参考にできるというよりも、地理的優位がある部分なんだろうと思うんですけれども、そういった理由ということでした。

○金子委員 ありがとうございます。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

ほかに委員から御意見、御質問等ありますでしょうか。

どうぞ。

○三浦委員 2点質問させていただきたいんですけれども、今回見学された民間の産業動物診療所は1件みたいなんですけど、トータルで何件ぐらいあって、この栃木県職員としての目標数は将来開業獣医師、産業動物の獣医師さんが減るというときに目標数はどうやって設定されているのかなとかが分かったら教えていただきたいんですけれども。

○市川計画部会長 どなたか。

○白尾獣医事監視班長 2点目の方から先に、すみません、今調べているものですので。

栃木県さんの獣医療法の策定の方法なんですけれども、基本的には酪肉近と呼ばれている、あと10年後の家畜・畜産をどうするべきかというような酪農及び肉用牛の近代化に関する計画というのを各県ごとで定めておりまして、それがあるとやはり需要と供給ですの

で、じゃあ獣医の方はどのぐらい必要かなというようなものを参考にしながら定めるというようなことをしております。

○三浦委員 だから、それは産業開業獣医師さんが家保だけでは全然賄えないわけですよ。開業産業獣医師さんが10年後にどれぐらい減る見込みで、じゃあ県ではどれぐらい確保しておきましょうという10年スパンの。ありがとうございます。

○白尾獣医事監視班長 つくるときの御質問で、各県の獣医師さんの産業動物部会の先生を呼んだりとかしてお話を聞いたりしながら、診療の方は何人要るよね、公務員の方は何人要るよねというような、そういう計画を立てられています。

○事務局 産業動物診療の臨床の施設は約130施設で、全体の人数は150名程度だったので、ほとんどが獣医師1名の診療施設で、今回伺ったところは特段多いというような施設でございました。

○三浦委員 その153名の方がお一人診療で県内に分散されていらっしゃる、畜産が多いエリアにちょっと多いと。ありがとうございます。

○市川計画部会長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

1人獣医師施設というのは全国的に把握している範囲で構わないんですけども、やはり産業動物の開業獣医師の場合、複数の獣医師というのが増えていく傾向というのは今のところあるのでしょうか。栃木県はちょっと特殊なのかもしれませんが。

○白尾獣医事監視班長 これまでの傾向にはなってしまいますけれども、犬猫ほどではないですけども、産業動物の方もやはり複数の方がやや増えていっているというような傾向はございます。そういったものもありまして、やはりこの資料の中にも獣医だけじゃなくて削蹄師さんや人工授精師さんとも分業できる部分もあるし、もちろん事務職さんにもお願いできる仕事もあるよねというようなことも大切だと思いましたので、それで今回ちょっと大きめのところをお願いしたところでございます。

○市川計画部会長 ありがとうございます。

ほかになれば、意見は出尽くしましたでしょうか。

では、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

では、事務局から当県の現地調査報告書を全国の都道府県に情報提供するとともに、令和12年度の目標達成に向けた積極的な取組を推進するよう指導してください。また、当部会としても基本方針及び県計画の実現に資するため、引き続き定期的な検証、関係者に対する助言・指導に努めることとしますので、各委員におかれましては、今後ともよろしく

お願いいたします。

議事１から３について、事務局から何かありますでしょうか。

○白尾獣医事監視班長 事務局でございます。

すみません、手続上の話なんですけれども、次の議事からできれば非公開の扱いにしたいと思っておりますので、今回の議題１から３の議事録については資料と共に農水省のホームページに掲載させていただこうと思っておりますので、また後日、出席いただいた委員中心になりますけれども、内容も含めて御確認をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○市川計画部会長 それでは、熱心に御審議、御発言いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、議事１から３の審議を終了いたします。

後半の議題については傍聴できませんので、報道関係者の方、傍聴席の方におかれましては、オンラインも含め御退室をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、そのまま御着席をお願いいたします。

（報道機関、傍聴者 退室）

午後５時４２分 議事終了

午後５時４７分 閉会